(仮称) 三軒屋公園等複合施設整備運営事業

設計施工一括契約書(案)

- 1 業務名 (仮称)三軒屋公園等複合施設整備運営事業 設計・建設業務(基本設計を除く)
- 2 事業場所 新座市東北2-28-5
- 4 契約金額 ¥●—(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥●—)
- 5 契約保証金 契約金額の10分の1以上
- 6 契約金額の内訳

設計等業務費建設等業務費¥●—

7 建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の3の3に定める記載事項 別紙 1のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の約款の内容で公正な設計施工一括契約(以下「この契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結し、この契約の締結についての新座市議会の議決を得た場合には、この契約は本契約として成立する。ただし、上記新座市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、 各自1通を保有する。

令和●年●月●日

議決年月日(本契約締結日) 令和8年 ●月 ●日

発注者 住所

新座市

市長 ● 印

受注者 住 所 ●

企業名 ●

代表者 ● 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款に基づき、要求水準書等に従い、日本国の法令を遵守 し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、設計・建設業務(基本設計を除く。以下同じ。)を契約書記載の履行期間内に完成し、(仮称)三軒屋公園等複合施設(以下「工事目的物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金(契約書記載の契約金額を意味する。)を支払うものとする。
- 3 調査、設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下、本項において「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができ、この場合、指示等を口頭で行った当事者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約及び要求水準書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 1 この契約に係る訴訟については、さいたま地方裁判所をもって合意による第一審の専属 的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 この契約における用語の定義は、特にこの契約で定義されている場合を除き、発注者と受注者、●及び●の間における令和8年1月●日付(仮称)三軒屋公園等複合施設整備運営事業基本契約書の別紙1定義集のとおりとする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に要求水準書等に基づいて、請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、設計・建設業務に係る各業務の着手前に、要求水準書等の定めに従い業務計画書をそれぞれ作成し、発注者に提出し、その確認又は承諾を受けなければならない。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が 確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保 証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害を塡補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証 は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなけ ればならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該 保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲 げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物その他この契約の成果物(設計図書、設計成果物指定部分、第38条第1項に規定する出来形部分に係るもの及び第39条第2項に規定する指定部分に係るものを含み、以下「成果物」という。)及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、設計・建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して

- その機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、設計・建設業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、 あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、設計・建設業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人等の選定)

- 第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を新座市内に主たる営業 所又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方を新座市内に 主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料を埼玉県 産とするよう努めなければならない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第 100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項 において「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
 - (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出 をし、当該事実を確認することのできる書類(次号において「確認書類」という。) を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合での他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護 される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている設計方法、工事材料、 施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(著作権の帰属)

第8条の2 受注者は、工事目的物その他この契約の成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、著作権法第2章及び第3

章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対し、発注者自ら又はその指定する第三者に本事業の実施に必要な範囲で、無償で自由に成果物を使用等(工事目的物の増築、改築、修繕、模様替、維持管理、運営、広報のために使用する場合のほか、成果物の公表、改造、複製、頒布、展示、改変及び翻案等、あらゆる権利内容の実施の態様を含む。以下、この条において同じ。)することができる権利をここに付与し、かかる発注者の権利は工事目的物の維持管理・運営に必要な範囲でこの契約の終了後も存続する。この場合において、受注者は自ら又は著作権者をして著作者人格権を行使し、又は行使させないものとする。
- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次に掲げる行為を自ら行い又は第三者をして行わせ てはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1)成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 成果物の内容を公表すること。
 - (3) 成果物に受注者又は著作権者の実名又は変名を表示すること。
 - (4) 著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使すること。
 - (5) 成果物の改造、複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。
- 4 受注者は、発注者及びその指定する第三者による第2項に基づく成果物の使用等が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じ、如何なる場合でも発注者及びその指定する第三者に損害、損失、費用等を被らせないものとし、発注者又はその指定する第三者が成果物の使用等に付随し又は関連して損害、損失、費用等を被ったときは、その全額を補償する。
- 5 前項の定めに従うほか、受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(意匠の実施の承諾等)

- 第8条の3 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは成果物を利用して完成した工事目的物の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、工事目的物に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、工事目的物の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りで ない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、また、同様とする。
- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる 事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるとこ ろにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括管理技術者、管理技術者、現場 代理人若しくは監理技術者に対する指示、承諾、協議

- (2) この契約及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出に対する承諾又は受注者の質問に対する回答
- (3) 設計・建設業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (4) 要求水準書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (5) 要求水準書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の 試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの 監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したと きにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(統括管理技術者)

- 第9条の2 受注者は、要求水準書等の定めに従い、発注者との協議責任者となる統括管理技 術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。統括管理技術者を変更したと きも同様とする。
- 2 統括管理技術者は、管理技術者、現場代理人、主任技術者等を統括し、設計・建設業務の推進及び相互調整を行うものとする。
- 3 統括管理技術者は、この契約の履行に関し、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受付、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受付並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者)

- 第9条の3 受注者は、要求水準書等の定めに従い、設計業務(基本設計を除く。以下同じ。) の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、設計業務に関する技術上の管理を行わなければならない。

(現場代理人、主任技術者等)

- 第9条の4 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、また、同様とする。
 - (1) 現場代理人

- (2) 主任技術者(当該工事が建設業法第26条第3項本文に該当する場合は、「専任の主任技術者」とする。)又は監理技術者(当該工事が同項本文に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とし、同項ただし書に該当する場合は「監理技術者及び監理技術者補佐(同項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)」とする。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び 権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場 代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ ればならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同 じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事監理者)

第9条の5 受注者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び要求水準書等の定めに 従い、建設等業務の着手前に自らの費用により工事監理者を配置するものとする。受注者は 工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のと おりに実施されているか確認させなければならない。

(設計業務に係る検査、提出及び確認)

- 第10条 受注者は、この契約締結後、要求水準書等の定めに従い、速やかに設計業務に着手するものとする。
- 2 受注者は、設計業務を完了したときは、要求水準書等の定めるところによりその旨を発注者に通知するとともに、設計業務の成果物(以下「設計成果物」という。)を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から 10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、設計業務の完了を 確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(要求水準書等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

第10条の2 受注者は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と 受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなけ ればならない。この場合において、発注者は、当該不適合が発注者の指示によるときその他 発注者の責めに帰すべき事由によるときは、必要な範囲で履行期間若しくは請負代金額を変 更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(建設リサイクル法)

第10条の3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。

以下「建設リサイクル法」という。)第13条第1項に基づく事項は、別紙2のとおりとする。

(履行報告・モニタリング)

- 第11条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に 報告しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者は、要求水準書に基づき、設計・建設業務のセルフモニ タリングを行い、その結果を発注者に報告するものとし、発注者は当該報告を踏まえ、要求 水準書に基づき設計・建設業務のモニタリングを行うものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、統括管理技術者、管理技術者又は現場代理人がその職務(監理技術者等 又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につ き著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必 要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等に その品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得 た品質)を有するものとする。
- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とす る。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い、工事記録の整備等)

第14条 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当

該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、 その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検 査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この 場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証 する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた 日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の 整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する 建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、 品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発 注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品 質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困 難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発 注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、 数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等の変更等によっ

て不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 1 1 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、 監督員の指示に従わなければならない。

(本施設用地の確保等)

- 第16条 発注者は、本施設用地を受注者が工事の施工上必要とする日(要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された本施設用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって本施設用地が不用となった場合において、当該本施設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該本施設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又 は本施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該 物件を処分し、本施設用地の修復又は取片付けを行うことができる。この場合において、受 注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、ま た、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(要求水準書等に不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、 監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、 当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき理由によるときは、発 注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を 受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、設計・建設業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 要求水準書等、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 要求水準書等に誤びゅう又は脱漏があること。

- (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された 自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な 状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で、工事目的物の変 更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計・建設業務の中止)

- 第20条 本施設用地の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、設計・建設業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、設計・建設業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計・建設業務の中止内容を受注者に通知して、設計・建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により設計・建設業務を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え 工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計・

建設業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第20条の2 受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等を変更する場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第21条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計・建設業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注 者の責めに帰すことができない理由により履行期間内に設計・建設業務を完成することがで きないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求するこ とができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履 行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ き理由による場合においては、請負代金額について必要と認める変更を行い、又は受注者に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

- 第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する ものとする。ただし、発注者が履行期間の変更理由が生じた日(第22条の場合にあっては 発注者が履行期間変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更 の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議

開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、履行期間内で提案書類の提出日から12か月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めた ときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残代金額及び変動後残代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場 合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「提案書類の提出日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生 じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、 請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者 又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者 に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日 又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日 を定め、発注者に通知することができる。
- 9 本条に規定する請負代金額の変更については、前各項に定めるほか、別紙3の定めるところに従うものとする。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他設計・建設業務の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他設計・建設業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 設計・建設業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害 を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険 等により塡補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の指示、貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由 により、又は工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断 絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならな い。ただし、その損害のうち、受注者が発注者の指示若しくは貸与品が不適当であることその 他発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったことで生じたも の、又は設計・建設業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生 じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他設計・建設業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合に おいては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30条 設計成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械・器具、成果物(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発 注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の設計・建設業務に関する記録等によ

- り確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算 定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応 する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(法令変更)

- 第30条の2 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことによりこの契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。係る法令等の変更により、設計・建設業務の内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、履行期間の変更につき協議する。
- 2 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、設計・建設業務の履行に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

	法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
(1) ①	法制度に関するもの 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす 法制度の新設・変更	100%	0 %
2	①以外の法制度の新設・変更	0 %	100%
(2) ①	税制度に関するもの 法人税等収益関連税の税制度の新設・変更	0 %	100%
2	①以外の税制度の新設・変更	100%	0 %

3 発注者が支払う請負代金に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じ た費用の増加分は、発注者が負担する。 4 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、この契約を解除することができる。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)

- 第31条 発注者は、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条 から第28条まで、第30条、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又 は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の 全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。
- 2 前項の場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受注者は、工事目的物に関する工事を完成したときは、要求水準書等の定めに従い、 その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第33条 受注者は、第10条第3項の検査に合格したときは、設計等業務に係る請負代金の 支払いを請求することができる。
- 2 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、建設等業務に係る請負代金の支払を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の規定による請求があったときは、設計等業務に係る請負代金については、請求を受けた日から30日以内に、建設等業務に係る請負代金については、請求を受けた日から40日以内に、それぞれに係る請負代金を支払わなければならない。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第10条第2項の規定による設計成果物の提出前においても設計成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による工事目的物の引渡し前においても、工 事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 3 前二項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定により設計成果物又は工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、設計成果物の提出期限として発注者の指定する時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計等業務に係る請負代金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事目的物の引渡時期を保証期限とする保証契約 を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設等業務に係る請負代金額の10分の4以内 の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第2項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と契約書記載の工事目的物の引渡時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 5 第3項の規定は、前項の中間前払金について準用する。
- 6 受注者は前項に規定する中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者 又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合におい て、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、 当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、設計等業務に係る前払金についてはその増額後の設計等業務に係る請負代金額の10分の3、建設等業務に係る前払金についてはその増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項、次条第3項、第38条第6項、第39条第3項、第42条第2項及び第53条第3項において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条第1項まで、第41条、第42条及び第53条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、設計等業務に係る前払金の場合は減額後の設計等業務に係る請負代金額の10分の4、建設等業務に係る前払金の場合は減額後の建設等業務に係る請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。以下「支払遅延に対する遅延利息の額」という。)の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わ りその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第37条 受注者は、前払金を設計・建設業務に係る材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、建設等業務に係る前払金の額の100分の25以内 の前払金を現場管理費及び一般管理費等のうち建設等業務に要する費用に係る支払に充当す ることができる。

(部分払)

第38条 受注者は、工事目的物の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。 部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 前項の場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、発注者が第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わないときは、発注者 が定め、受注者に通知する。
- 8 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、 第1項及び前2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象 となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

請負代金の額)

- 第39条 設計成果物について、発注者が要求水準書等において設計業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「設計成果物指定部分」という。)がある場合において、当該設計成果物指定部分の業務が完了したときは、第10条中「設計業務」とあるのは「設計成果物指定部分に係る設計業務」と、「成果物」とあるのは「設計成果物指定部分に係る成果物」と、第33条第1項及び第3項中「設計等業務に係る請負代金」とあるのは「設計業務における部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条第2項及び第3項中「建設等業務に係る請負代金」とあるのは「建設等業務における部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前二項の規定により準用される第33条第1項及び第2項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。 部分引渡しに係る請負代金の額=各指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/
- 4 前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、発注者が第1項の規定により準用される第10条第3項の検査の結果の通 知をした日から14日以内に協議が整わないとき、又は第2項の規定により準用される第3 2条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が 定め、受注者に通知する。

(継続費等に係る契約の特則)

- 第40条 継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び出来高予定額は、別紙4のとおりとする。
- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 第41条 継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条第1項中「設計成果物の提出期限として発注者の指定する時期」とあるのは「設計成果物の提出期限として発注者の指定する時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第35条第2項及び第4項中「契約書記載の工事目的物の引渡時期」とあるのは「契約書記載の工事目的物の引渡時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条第1項中「設計等業務に係る請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、同条第2項中「建設等業務に係る請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下この条及び次条第2項において同じ。)」と、同条第3項及び第6項から第8項まで並びに第36条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項、第2項及び第4 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達す るまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高 予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延 長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(継続費等に係る契約の部分払の特則)

- 第42条 継続費等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度 までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額 (次項において「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただ し、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前 に部分払の支払を請求することができない。
- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条 第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。部分払金の額≦請負代金相 当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金 相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度の前払金額/

当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年度
 回

 年度
 回

 年度
 回

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理 人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出 する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該 第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に 基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

- 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条 の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払 をしないときは、設計・建設業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この 場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知 しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が設計・建設業務の履行を中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計・建設業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合 しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又 は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過 分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の 減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完 を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第46条 発注者は、工事目的物に関する工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規 定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微 であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、設計・建設業務に係る各業務に着手すべき期日を過ぎても当該業 務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完成しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に設計・建設業務を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第9条の3第1項に規定する管理技術者又は第9条の4第1項第2号に掲げる者を 設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を 除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達 することができないとき。
 - (6) 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告 をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであ るとき。
 - (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。第10号において同じ。)又は暴力団員(同条第6 号に規定する暴力団員をいう。第10号において同じ。)が経営に実質的に関与していると 認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この

号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結 する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号におい て同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどし ていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手 方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した と認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者 が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が第54条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (12)基本契約<mark>若しくは基本設計契約</mark>が解除された場合又は維持管理・運営企業が指定管理基本協定に基づき指定管理者の指定を取り消されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による設計・建設業務の中止期間が履行期間の10分の5(工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超えたとき。ただし、中止が設計・建設業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第53条 発注者は、この契約が設計成果物又は工事目的物の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による 前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金又は中間前払金の額(第38条及び第42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した 額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済 みの前払金額又は中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48 条又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日 から返還の日までの日数に応じ、契約日における支払遅延に対する遅延利息の額の利息を付し た額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあってはその余剰額を発 注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事目的物の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事目的物の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事目的物の完成前に解除された場合において、本施設用地に受注 者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は 管理するこれらの物件を含む。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、本施設用地 を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又 は本施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該 物件を処分し、本施設用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において は、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができ ず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、 この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第 46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるも

- のとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法 等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事目的物の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に工事を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき(第54条の2第1項が適用される場合を除く)。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履 行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法 律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合 とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰 することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から 部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約 日における支払遅延に対する遅延利息の額とする。
- 6 第2項の場合(第48条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」と いう。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者 等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当 該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁 止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとさ れたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者 の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額 の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければなら ない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約日における支払遅延に対する遅延利息の額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害 の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社 会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この 限りでない。

- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第1項又は第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負 代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約 日における支払遅延に対する遅延利息の額の遅延利息の支払を発注者に請求することができ る。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において 単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履 行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において 「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者 が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただ し、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡し を受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求 等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには 適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をす ることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限 りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条 第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促 進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力 又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、1 0年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、工事目的物、工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を要求水準書等に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準 じるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第58条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会(次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門 技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工 又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の 規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った 後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した 後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により 紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づ き、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、 通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおい て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行う ことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準じるものでなければならない。

(個人情報の保護)

第61条 受注者は、この契約を履行するに当たっての個人情報の取扱いについて、別紙5 「個人情報等の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第62条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して 定める。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

件 名_ (仮称)三軒屋公園等複合施設整備運営事業

この書面での契約書とは、約款および要求水準書を含むものとする。

この自由での大利自己は、利益のより安かが中自と自己しいとする。		
1	対象となる建築物の概要	契約書のとおり
2	業務の種類、内容及び方法	契約書のとおり
3	設計又は工事監理の実施期間	契約書のとおり
4	契約金額及び支払時期	契約書のとおり
5	契約解除に関する事項	契約書のとおり
6	(設計業務の場合)作成する設計図書の種類 (工事監理業務の場合)工事と設計図書との照合の方法及び工事監 理の実施状況に関する報告の方法	契約書のとおり

7	設計	· • -	工事監理に従事することとなる建築士・建	築設備士
	【氏名】 【資格】		【登録番号】	
	【氏名】 【資格】		【登録番号】	
	(建築設 【氏名】		の設計・工事監理に関し意見を聴く者)	
	資格】 「資格】		【登録番号】 【登録番号】	

*従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

9 業務の一部委託先	
受託者の氏名又は名称	
当該受託者に係る建築士事務所の	名称
名称及び所在地	所在地
一部委託する業務概要	

- (注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には契約変更の対象となるため、速やかに変更後の内容を記載したものを提出すること。
- (注) 欄が不足する場合には適宜増やして記載すること。

別紙2

建設リサイクル法第13条第1項に基づく事項

- (1) 解体工事に要する費用 ●円(税込)
- (2) 再資源化等に要する費用 ●円(税込)
- (3) 分別解体等の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

請負代金額の改定方法

① 対象となる費用

対象となる費用は、請負代金額を構成する「建設業務」に関する費用のうち「建設工事」に要する費用のみとする(以下、単に「「建設工事」に要する費用」という。)。

なお、建設工事に伴う各種申請等の業務、施設に関する保険付保、竣工検査・引渡し、什器備品の調達、 設置及びその他業務に要する費用は対象外とする。

② 基準となる指標

物価変動による、「建設工事」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

表1 基準となる指標

	N =
費用	基準となる指標
「建設工事」に要する費用	「建設工事費デフレーター」(国土交通省)
	・工事種別:「建築総合-非木造住宅」
	・工事種別:「土木総合-公園」

③ 改定方法

提案書類の提出日の属する月の最新の指標値と、本施設の工事着手届出日以後の基準日の属する月の最新の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、発注者及び受注者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

変更額は、「建設工事」に要する費用の1.5%に相当する金額を超える額とする。

【改定の計算方法】

(増額の場合)

 $S+ = \{P2-P1- (P1 \times 1.5 / 100)\}$

S+ : 増額スライド額

Pl :設計施工一括契約書に記載された請負代金額のうち、「建設工事」に要する費用

P2 : 変動後(本施設の着工日以降)の指標値に基づき算出した請負代金額のうち、

「建設工事」に要する費用

(減額の場合)

 $S- = \{P2-P1+ (P1\times1.5/100)\}$

S- :減額スライド額

Pl :設計施工一括契約書に記載された請負代金額のうち、「建設工事」に要する費用

P2 : 変動後(本施設の着工日以降)の指標値に基づき算出した請負代金額のうち、

「建設工事」に要する費用

別紙4

各会計年度における請負代金の支払の限度額及び出来高予定額(第40条関係)

1 各会計年度における請負代金の支払の限度額

年度	金額
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
合計	円

2 各会計年度における出来高予定額

年度	金額
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
合計	円

- 3 前払金及び中間前払金は、上記の各会計年度における出来高予定額を基準として、第35条及び第41条の規定により各年度に支払うことができる。
- 4 部分払は、上記の各会計年度における請負代金の支払の限度額を範囲として、第38条及び第42条の規定により支払うことができる。

個人情報等の取扱いに係る特記事項

令和4年12月13日改正

(基本事項)

第1条 受注者は、この契約による業務の処理に当たり個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を 認識し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の保護に関する法律等の遵守義務)

第2条 受注者は、この契約による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)その他個人情報の保護に関する法令等及び新座市情報セキュリティポリシーを遵守しなければな らない。

(秘密保持の義務)

- 第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。この契約が 終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人 情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報をこの契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(受注者以外の者への提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を発注者の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第7条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報を他に持ち出してはならない。

(この契約終了後の個人情報の返還等)

- 第8条 受注者は、この契約が解除されたとき、又は期間の満了によりこの契約が終了したときは、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を、発注者の指示に応じ、速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄の方法による処理を特に指示するときは、受注者は、発注者の指示に応じ、当該個人情報を速やかに処理しなければならない。
- 2 発注者は、この契約を解除するとき、又は期間の満了によりこの契約が終了したときにおいて、使用した機器を受注者に返還するときは、あらかじめ、発注者が所有する専用のソフトウェアを用いて、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、当該機器等を受注者に返還するものとする。
- 3 受注者は、前項の機器等の返還を受けたときは、発注者と協議の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該機器等の記録媒体の破壊又はデータの消去を行わなければならない。
 - (1) 物理的な方法による記録媒体の破壊
 - (2) 磁気的な方法によるデータの破壊
 - (3) OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによるデータの上書き消去
 - (4) データのブロック消去
 - (5) データの暗号化消去

- 4 受注者は、第1項ただし書又は前項の規定により個人情報を廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにするに当たり、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 前項の立会いをする発注者の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。
- 6 受注者は、第1項又は第3項の規定により個人情報を返還し、廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにしたときは、返還等の処理が終了した旨の証明書を発注者に提出しなければならない。
- 7 前項の証明書には、返還等の処理を行った個人情報の内容、記録媒体、数量、処理日、処理方法及び処理 担当者氏名を記載しなければならない。
- 8 第6項の証明書の提出期限は、この契約が終了した日から30日以内(第3項の規定により個人情報を消去し、及び復元できないようにしたときにあっては、60日以内)とする。ただし、当該期限内に提出することが困難なときは、状況を勘案して発注者が指定する日までとする。

(再委託の禁止)

- 第9条 受注者は、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の書面による承諾がある場合には、個人情報の処理を第三者に委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)することができる。
- 3 前項の発注者の承諾は、受注者と当該第三者との契約において、個人情報の取扱いに関し、この契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めるとともに、当該第三者と発注者との間において、個人情報の取扱いに関し、この契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めなければ、これをすることができない。
- 4 受注者は、前項の規定により定めた当該第三者との取決めの写しを、発注者に提出しなければならない。
- 5 第2項の規定による第三者への委託は、受注者の責任を免れるものではない。

(定期的な報告の実施)

第10条 受注者は、業務の進展状況について、定期的に発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(監査の実施)

- 第11条 受注者は、定期的又は随時に、業務の内容に係る監査を実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により監査を実施したときは、速やかに、監査報告書の写し又は発注者が指定する チェックリストを発注者に提出しなければならない。

(個人情報を扱う従業者の監督)

- 第12条 受注者は、本業務における情報セキュリティを維持するため、業務において発注者が提供し、又は 受注者が取得する個人情報を取り扱う従業者の一覧を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、受注者の個人情報保護に関する規程に抵触しない範囲で、当該従業者と受注者が取り交わした個人情報の取扱いに係る誓約書の写しの提出を求めることができる。

(事故発生時の報告義務)

第13条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報及びこの契約による業務を処理するため取得し、又は 作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければ ならない。

(知的所有権の取扱い)

第14条 受注者は、業務の遂行又は製品の納入に当たり、他者の権利を一切侵害してはならない。

(違反の場合の措置及び損害賠償)

- 第15条 発注者は、受注者が上記各条項に違反しているおそれがあると認めたときは、立入調査を行い、又 は必要な報告を求めることができる。
- 2 前項の調査等の結果その他の事情により、受注者の違反の事実が明らかになったときは、発注者はこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 3 第1項の調査をする発注者の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。